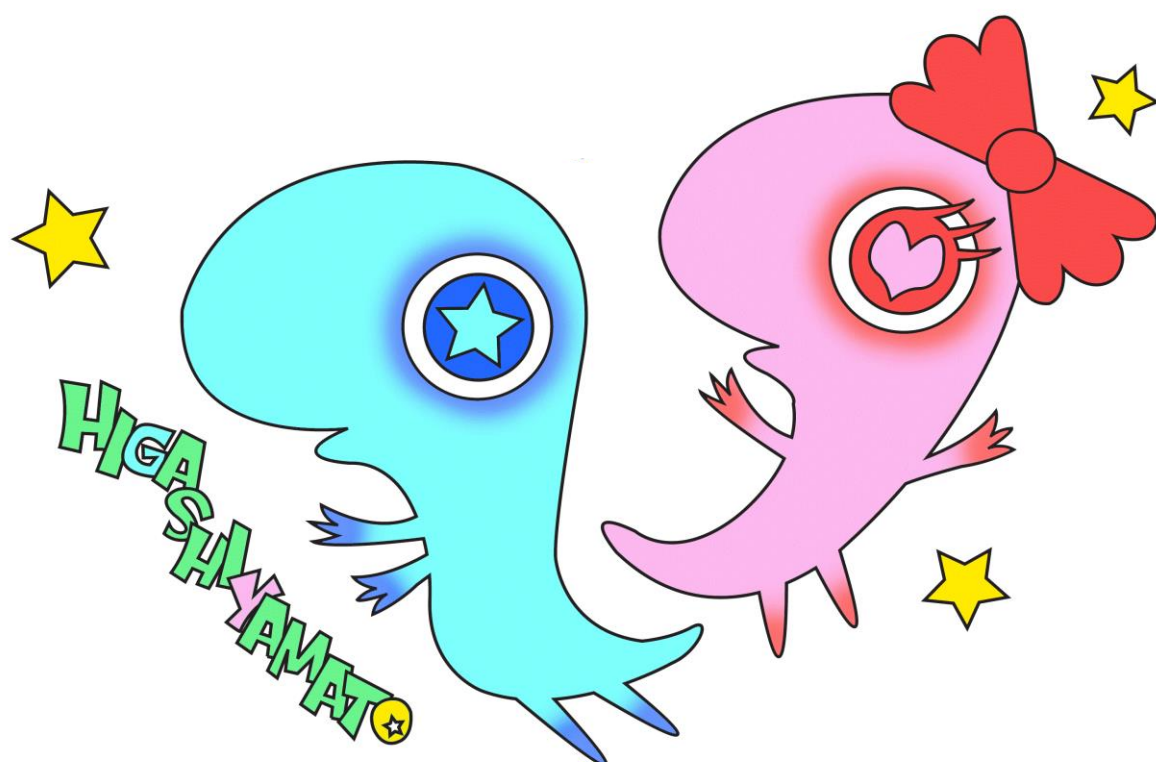


# 介護保険 サービス事業所一覧



東大和市

## ■目次■

介護保険サービスの種類	1
第三者評価受審、社会福祉法人・事業者による負担軽減について	2
サービスにかかる費用	2
総合事業について	3
【ケアプランの作成】	
介護予防支援	7
居宅介護支援	8
【訪問系サービス】	
訪問介護（ホームヘルプサービス）	19
訪問看護	27
訪問リハビリテーション	30
【通所系サービス】	
通所介護（デイサービス）	33
通所リハビリテーション（デイケア）	47
【ショートステイ】	
短期入所生活介護（福祉系ショートステイ）	51
短期入所療養介護（医療系ショートステイ）	58
【地域密着型サービス】	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	63
認知症対応型通所介護	64
地域密着型通所介護	68
小規模多機能型居宅介護	78
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	80
【その他】	
福祉用具 貸与・販売	85
特定施設入居者生活介護	89
【施設サービス】	
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	97
介護老人保健施設	104
【事業所一覧】	
市内事業所一覧	109
市内総合事業実施事業所一覧	113
市外事業所一覧	115
地図	128

本事業所一覧のご利用にあたり、以下の点にご注意ください。

- ・掲載している事業所は、平成29年4月現在の情報をもとに作成しております。
- ・事業所に関する記載内容は、事業所から提出されたものを掲載しております。内容に関するお問い合わせは、当該事業所に直接お願いいたします。

# 介護保険サービスの種類

サービスの種類		サービス内容	
居宅サービス	介護予防支援	高齢者ほっと支援センターの職員が、要支援の方の希望や状況に応じたケアプランを作成し、介護予防サービス事業者との連絡調整を行います。	
	居宅介護支援	介護支援専門員（ケアマネジャー）が、利用される方の希望や状態に応じたケアプランを作成し、居宅サービス事業者等と連絡調整を行います。	
	家庭を訪問してのサービス	訪問介護（ホームヘルプサービス）	訪問介護員（ホームヘルパー）が家庭を訪問し、身体介護や日常生活の援助（家事等）を行います。
		訪問入浴介護	浴槽を積んだ入浴車で家庭を訪問し、入浴の介護を行います。
		訪問看護	看護師等が家庭を訪問し、看護を行います。
		訪問リハビリテーション	理学療法士等が家庭を訪問し、機能回復訓練を行います。
		居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師等が家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行います。
		施設を利用してのサービス	通所介護（デイサービス）
	通所リハビリテーション（デイケア）		介護老人保健施設や医療機関などで、入浴や食事の介護、機能訓練等を日帰りで行います。
	短期入所生活介護（福祉系ショートステイ）		介護老人福祉施設等に短期入所して、食事・入浴・排泄などの日常生活介護等を行います。
	短期入所療養介護（医療系ショートステイ）		介護老人保健施設等に短期入所して、日常生活介護、機能訓練などを行います。
	地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	訪問介護と訪問看護が連携しながら、短時間の定期巡回訪問と、必要に応じて随時対応を行います。
		夜間対応型訪問介護	夜間に定期的な巡回を行ったり、緊急時に通報を受けると訪問したり、夜間専門の訪問介護を行います。
		認知症対応型通所介護	認知症高齢者がデイサービスセンター等に通い、リハビリテーションなどを行います。
		地域密着型通所介護	定員18人以下の通所介護事業所において、入浴や食事の介護、機能訓練等を日帰りで行います。
		小規模多機能型居宅介護	通所を中心に、利用者の選択に応じて宿泊・訪問サービスを組み合わせ、必要な支援を行います。
		認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症高齢者が少人数で共同生活を営み介護や機能訓練を行います。
		地域密着型特定施設入居者生活介護	定員29人以下の有料老人ホームやケアハウス等において、介護を行います。
		地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	定員29人以下の特別養護老人ホームにおいて、自宅での生活が困難な寝たきりや認知症の方の介護を行います。
		看護小規模多機能型居宅介護	訪問看護と小規模多機能型居宅介護の組み合わせによるサービスを行います。
その他	福祉用具 貸与・販売	車椅子・特殊ベッド等の貸し出しや、ポータブルトイレ等を指定事業所から購入した際の費用を支給します。	
	住宅改修費の支給	手すりをつけたり、段差の解消等の小規模な改修を行った場合、費用を支給します。	
	特定施設入居者生活介護	有料老人ホームやケアハウス等において、介護を行います。	
施設サービス	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	自宅での生活が困難な、寝たきりや認知症の方の介護を行います。	
	介護老人保健施設	リハビリや介護が必要な方に、在宅生活を目指した機能訓練や介護を行います。	
	介護療養型医療施設	長期にわたって療養が必要な方に、医学的な介護などを行います。	

♪「第三者評価受審の有無」について …

事業所とは関係のない第三者の「評価機関」が、利用者調査と事業評価を行います。「利用者調査」は、利用者のサービスに対する意向や満足度を把握することを目的として実施し、「事業評価」は、事業者の自己評価や訪問調査等の過程を経て、その事業所の組織経営や現在提供されているサービスの質を評価します。評価結果は、「とうきょう福祉ナビゲーション」のホームページにて公表されています。

なお、認知症対応型共同生活介護は評価受審が義務付けられていますが、その他のサービスは任意での評価受審となっています。

♪「社福法人・事業者による負担軽減の有無」について …

生計が困難と認定された方が、東京都に軽減を実施する旨を届け出ている事業所を利用した場合、利用者負担金および食費・居住費が一部軽減されます。

## サービスにかかる費用の目安

サービスを利用した場合、原則として費用の1割または2割を自己負担して、残りは介護保険から給付されます。

ただし、在宅サービス・介護予防サービスは要介護度ごとに利用できる限度額が定められています。限度額を超えてサービスを利用したときは、超えた分は全額自己負担となります。

### 居宅サービスの支給限度額（目安）

要介護状態区分	1か月あたりの支給限度額
要支援1	50,030 円 ( 5,003 単位)
要支援2	104,730 円 (10,473 単位)
要介護1	166,920 円 (16,692 単位)
要介護2	196,160 円 (19,616 単位)
要介護3	269,310 円 (26,931 単位)
要介護4	308,060 円 (30,806 単位)
要介護5	360,650 円 (36,065 単位)

☆支給限度額に含まれないサービスもあります。

- ① 特定福祉用具購入費
- ② 住宅改修費
- ③ 居宅療養管理指導
- ④ 認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く）
- ⑤ 特定施設入居者生活介護 など

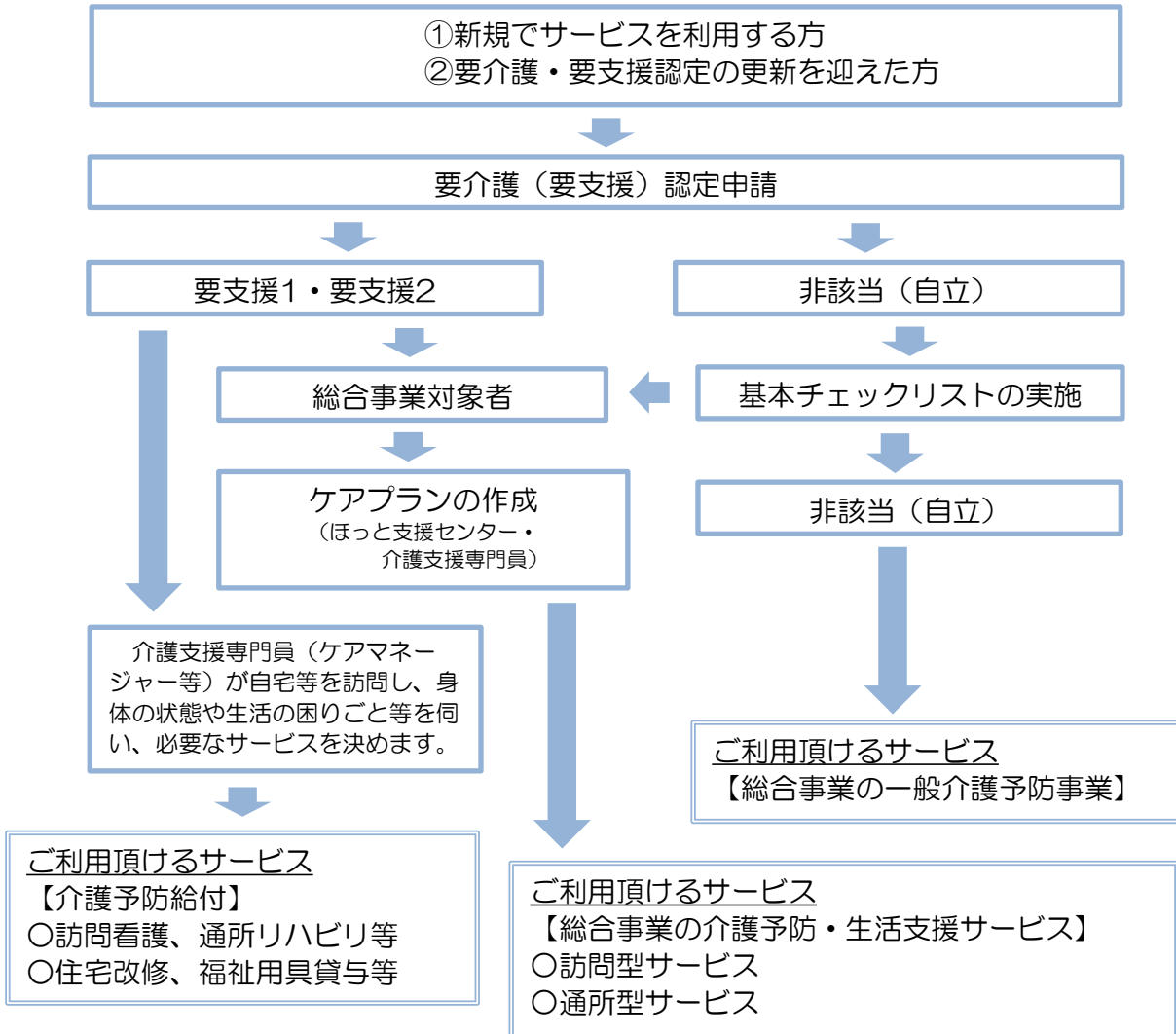
※ 介護予防サービスについても同様です。

※ 施設に入所して利用するサービスは、支給限度額の対象とはなりません。

# 平成29年4月1日から総合事業が始まりました

平成27年4月の介護保険法改正により「介護予防・日常生活支援総合事業（略称＝総合事業）」が創設されました。この事業は、高齢者の方がいつまでも住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、地域社会全体で支援する取り組みとなっております。

## 総合事業を利用するには？



## どんなサービスがあるの？誰が利用できるの？

### ★介護予防・生活支援サービス事業

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要支援1、要支援2の判定を受けている方</li> <li>・基本チェックリストでサービスが必要と判断された方（事業対象者）</li> </ul>	
種類	内容	
訪問型サービス （ホームヘルプサービス）	①現行相当サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従前の介護事業所によるサービスです。介護ヘルパー資格者が家事援助や身体介護を行います。</li> <li>・1か月間の利用料は、週1回の利用で約1,153円</li> </ul>
	②緩和型サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護ヘルパー資格者や東大和市認定ヘルパーが生活援助を行います。（身体介護は含みません。）</li> <li>・サービス提供時間は1回あたり45～60分程度。</li> <li>・1か月間の利用料は、週1回の利用で約1,040円（認定ヘルパーの場合、約923円）</li> </ul>
通所型サービス （デイサービス）	③現行相当サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従前の介護事業所によるサービスです。専門職（看護師等）のスタッフが体操やレクリエーション、食事等を提供します。</li> <li>・サービス提供時間は、1回あたり3時間以上</li> <li>・1か月間の利用料は、要支援1の場合約1,593円</li> </ul>
	④緩和型サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門職のスタッフが体操やレクリエーションを提供します。入浴サービスはありません。</li> <li>・サービス提供時間は、1回あたり3時間未満または3時間以上となります。</li> <li>・1か月間の利用料は、利用回数に応じた利用料となります。（約1,222円～約1,475円）</li> </ul>
	⑤短期集中予防サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門職により、運動機能向上を目的とした短期間（3か月間）の支援プログラムを行います。</li> <li>・サービス提供時間は、1回1時間～1時間半。</li> <li>・1か月間の利用料は、送迎の有無等によって異なります。（約2,880円～3,600円）</li> </ul>

※1 事業対象者は、表中の②と④のサービスをご利用いただけます。

※2 表中の価格は、1か月4週、1割負担の場合の金額の目安となります。

※3 提供するサービスの内容については、高齢者ほっと支援センター（居宅介護支援事業所）が判断します。

### ★一般介護予防事業（介護予防普及啓発事業）

対象者	65歳以上の高齢者（要支援1、要支援2の方は利用できません。）
種類	内容
楽しみマッスル教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康運動指導士等によるマシントレーニングを含む筋力向上を目的とした教室です。</li> <li>・サービス実施期間は3ヶ月程度。（14回）</li> <li>・サービス提供時間は1回あたり1時間半。</li> <li>・利用料は無料です。</li> </ul>
いきいき運動プラス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運動を中心に、専門職による、歯科・口腔衛生・栄養に関する講義、脳トレの要素も含んだ教室です。</li> <li>・サービス実施期間は3ヶ月程度。（14回）</li> <li>・サービス提供時間は1回あたり1時間半。</li> <li>・利用料は無料です。</li> </ul>

※ 総合事業実施事業所は、113ページをご覧ください。

## お問い合わせ、相談窓口

東大和市役所 〒207-8585 東大和市中心3-930  
福祉部 高齢介護課 電話 042-563-2111 (代)  
FAX 042-563-5930

### ○高齢福祉係 内線1176~1178

高齢者福祉サービス（介護保険以外）、（おむつの貸与・支給、安心・見守り食事サービス、理美容券等）、高齢者の虐待防止・成年後見、高齢者住宅（シルバーピア）、老人クラブ、高齢者慶祝事業、住宅改修（介護保険認定者以外）等に関する事。

### ○地域包括ケア推進係 内線1171~1172

地域支援事業、介護予防・日常生活支援総合事業、地域包括ケアシステムの構築、高齢者ほっと支援センター、生活支援体制整備、認知症施策関係（認知症サポーター養成講座除く）、一般介護予防事業（介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、東大和元気ゆうゆう体操）等に関する事。

### ○介護保険・給付係 内線1136~1139

介護保険被保険者証、介護保険料・収納（第2号被保険者に係るものを除く）、介護保険給付、介護給付サービスに係る負担軽減、苦情、介護保険事業計画等に関する事。

### ○介護認定係 内線1173~1175

要介護認定、要支援認定に関する事。

午前8時30分~午後5時15分

※土曜日、日曜日、祝日及び1月2日・3日並びに12月29日~31日は除きます。

東京都国民健康保険団体連合会

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館11階

電話 03-6238-0177

介護福祉部介護相談指導課介護相談窓口

開設時間：午前9時~午後5時

※土曜日、日曜日、祝日及び1月2日・3日並びに12月29日~31日は除きます。

来所による相談は、あらかじめ電話にて希望する相談日時をご連絡ください。

# 東大和市高齢者ほっと支援センター

高齢者ほっと支援センターは、市内の65歳以上の方のさまざまな相談に応じる総合相談窓口です。福祉・医療の専門職が連携し、住み慣れた地域でいつまでも生活できるように支援します。相談は無料です。

## 高齢者ほっと支援センターいもくぼ

【所在】芋窪3-1611-1 【電話】563-8777

【担当地区】多摩湖・芋窪・蔵敷・奈良橋・湖畔・高木・狭山・上北台1,2丁目

## 高齢者ほっと支援センターきよはら

【所在】清原1-1 34号棟1階 【電話】590-1138 590-1183

【担当地区】清水・仲原・向原・清原・新堀

## 高齢者ほっと支援センターなんがい

【所在】南街2-49-3 【電話】566-8133

【担当地区】上北台3丁目・桜が丘・立野・中央・南街

利用日 月曜日～土曜日 午前9時～午後5時（祝日および12月29日～1月3日を除く）

※これらの時間帯以外及び年末年始でも、お急ぎの場合の電話での相談はいつでもお受けいたします。

# 東大和市高齢者見守りぼっくす

高齢者見守りぼっくすは、市内の65歳以上の方の見守り支援を専門とした相談窓口です。高齢者からの相談受付や生活状況の把握、関係機関と連携しながらネットワークを構築し見守り支援を行います。相談は無料です。

## 高齢者見守りぼっくすならはし

【所在】奈良橋4-600 奈良橋市民センター2階 【電話】566-8871

【担当地区】多摩湖・芋窪・蔵敷・奈良橋・湖畔・高木・狭山・上北台1,2丁目

【開所時間】午前9時～午後5時 【定休日】日・月・祝日・年末年始

## 高齢者見守りぼっくすしんぼり

【所在】新堀3-6-1 新堀地区会館2階

【電話】516-9916

【担当地区】清水・仲原・向原・清原・新堀

【開所時間】午前9時～午後5時 【定休日】木・日・祝日・年末年始

## 高齢者見守りぼっくすなんがい

【所在】南街2-49-3 在宅サポートセンター1階

【電話】590-1330

【担当地区】上北台3丁目・桜が丘・立野・中央・南街

【開所時間】午前9時～午後5時 【定休日】日・月・祝日・年末年始

掲載している事業所は、平成29年4月現在の情報をもとに作成しています。

編集・発行 東大和市福祉部高齢介護課  
〒207-8585  
東大和市中心3-930  
電話 042-563-2111  
FAX 042-563-5930  
平成29年4月発行